秋田県「経営安定資金(危機対策枠・危機対策特別枠)」について

1 経営安定資金(危機対策枠・危機対策特別枠)とは

新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障をきたした県内中小企業者を支援するために秋田県が行った制度です。

期間	令和2年5月1日~令和3年5月31日
融資限度額	6,000万円(経営安定資金の既存枠とは別枠)
資金用途	運転及び設備資金
貸付期間	10年以内(据置5年以内)
金利	0 %
	(当初3年間は金利相当分を県が事後にキャッシュバック)
	⇒今回委任状を提出した事業者については、4年目以降の金利
	相当分を市が負担いたします。
保証料率	0%(国、県、保証協会で全期間負担)
申 込 先	各金融機関又は県信用保証協会
備考	申込みには市町村が発行する認定書が必要
	⇒そのため、令和 2 年度にセーフティネット保証認定を申請し
	たすべての事業者に本書類を送付しています。
	なお、申請時点のお名前・ご住所をもとに送付しておりま
	す。現在と相違がありましたら何卒ご容赦ください。

2 委任状の様式が不足した場合

様式をコピーするか、本市ホームページからダウンロードしてください。

※ダウンロードする場合は、右上の通し番号(No.)を記載の上、ご提出ください。

U R L: https://www.city.akita.lg.jp/corona/1024931/1024939/1025088.html

タイトル:新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業について